

いじめ重大事案に関する

第三者委員会について

仙台弁護士会弁護士 石井 慎也

いじめを理由に子どもが不登校になったり、自死した場合、原因究明のために第三者委員会が設置されることになる。この第三者委員会が、「いじめがあつた」と報告すると、ネット上ではいじめの加害者探しが始まり、実名が明らかにされ、厳しい非難にさらされる場合がある。しかし、実際には加害者とされる子どもには何ら非難されるべき点がない場合や被害者とされる子ども、その保護者又は他の子どもに問題があつたにもかかわらず、その点が報告書において取り上げられていないという場合も起こりうる。

以下、実態にそぐわない非難が生じる理由を3点挙げ、改善策を提言する。

1 点目として、法律上のいじめの定義と、一般人がイメージするいじめとのギャップが挙げられる。そもそも、いじめ防止対策推進法上のいじめの定義は、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となつた児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」であるから、苦痛を与えたとされる子ども（以下「加害者とされる子ども」という。）が、故意に苦痛を与えた場合だけでなく、過失により苦痛を与えていた場合（他の子どもたちは被害者が苦痛を感じていることを認識できたが、当該加害者とされる子

どもは未熟さゆえ認識できなかった場合等）、故意も過失なく苦痛を与えた場合（被害者が苦痛な様子を一切見せていなかったため当該加害者とされる子どもだけでなく、他の子どもたちも被害者が苦痛を感じていることを認識できなかった場合等）もありうる。故意も過失もない場合、加害者とされる子どもは一切非難される理由がないし、過失により苦痛を与えてしまった場合は厳しい非難に値しないこともある。しかし、一般人には、「いじめ」があれば、厳しく非難されるべき加害者がいるものとイメージしている者も少なくなく、そうした者の中には、いじめがあつたとの報告を受けて加害者を探し、厳しい非難を始める者もいる。このような事態を避ける

には、「いじめ」の定義を周知する必要がある。

2 点目として、第三者委員会の調査の目的についての一般人の誤解を挙げられる。第三者委員会の調査は、重大事案の再発防止のために、学校の反省点ないし改善点を明らかにすることに力点がおかれる結果、調査の過程で被害者や保護者に反省すべき点（被害者については、周囲の子どもたちに対し、嫌がる発言をし、周囲の子どもたちが距離を取ろうとした結果孤立してしまつた場合等。保護者については、被害者が苦痛を感じ悩んでいることを見逃した等）があつたとしても、報告書には反映されない場合がある。しかし、一般人は、調査の目的は真相究明と思ひ込み、報告書に被害者や保護者の反省点が記載されていないければ、もつぱら加害者とされる子どもが非難されるべきと誤解しかねない。こうした事態を避けるには、第三者委員会の調査の目的を周知する必要がある。

3 点目として、第三者委員会に

よる加害者とされる子どもからの事情聴取において弁護士等の大人の支援が保障されていないことや、他の子どもからの事情聴取において加害者とされる子ども等による反対尋問の機会が保障されていないことが挙げられる。例えば、加害者とされる子どもは、故意過失がなかったとしても、被害者への同情心等から、「もつと被害者の気持ちを考えてあげれば良かった」といった発言をする可能性がある。弁護士等の大人により「その発言は過失を認める趣旨ではない」旨を強調しなければ、故意過失があったと認めたと受け取られかねない。また、他の子どもに対する事情聴取では、非難を免れるために真実に反して専ら加害者とされる子どもに非があるような発言がされる可能性があり、加害者とされる者やその弁護士等の大人が、その発言の矛盾点、不自然さを指摘する機会がないと、その発言が正しいものと扱われかねない。特に、今日、第三者委員会の構成については、一人一人の委員

の中立性にこだわらず、被害者・遺族の心情を重視する委員と他団体推薦の委員により構成し全体として中立を図れば良いという考え方もあるように思われるが、そういう構成の委員会において、関係者への事情聴取を委員が分担して行うと、担当する委員次第で、加害者とされる子どもに有利な事実が見落とされることになりかねない。こうした事態を回避するには、弁護士等の大人が事情聴取に立ち会う方法が考えられる。ただし、上述のとおり、第三者委員会の調査の目的は学校の反省点を明らかにすることであり、それゆえに、加害者とされる子どもの言動が被害者に苦痛を与えていたと疑われる場合は、そのまま与えていたと擬制すると宣言することもありうる。そうするのであれば、被害者・遺族の心情を重視する委員の参加はより有意義なものになると思われる。

以上のとおり、加害者とされる子どもが不当に厳しい非難にさらされないように、第三者委員会の

調査、報告のあり方は見直されるべきと考える。

